

令和4年10月14日

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

技能実習責任者の養成講習の受講に係る取扱いについて

令和2年4月1日以降、全ての技能実習責任者については、過去3年以内に養成講習を修了した者であることが必要です（外国人技能実習法施行規則13条）。

令和2年3月4日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により技能実習責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて」において、養成講習の開催延期等により技能実習責任者に養成講習を受講させることが困難となった場合には、当初の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上で認定申請を行い、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出する取扱いとしておりましたが、令和4年11月1日以降はこれを廃止し、同日以降に技能実習計画の認定の申請があったものについては、技能実習責任者に対する養成講習を修了したことを証明する書類の提出を求めることとします。

その他ご不明な点については、地方事務所あてにお問い合わせください。

令和4年10月14日

監理団体許可申請予定者 各位

外国人技能実習機構

外部役員又は外部監査人及び監理責任者の養成講習の受講に係る取扱いについて

令和2年4月1日以降、監理団体の外部役員又は外部監査人及び監理責任者については、過去3年以内に養成講習を修了した者であることが必要です（外国人技能実習法施行規則30条2項1号、5項1号）。

令和2年3月4日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により外部役員又は外部監査人及び監理責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて」において、養成講習の開催延期等により外部役員又は外部監査人及び監理責任者に養成講習を受講させることが困難となった団体が監理団体の許可申請を行う場合には、当初の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上で申請を行い、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出する取扱いとしておりましたが、令和4年11月1日以降はこれを廃止し、同日以降に監理団体の許可の申請があったものについては、外部役員又は外部監査人及び監理責任者に対する養成講習を修了したことを証明する書類の提出を求めることとします。

その他ご不明な点については、本部事務所あてにお問い合わせください。